

定 款

制定：昭和47年10月16日
改定：平成10年12月 1日
改定：平成13年 2月26日
改定：平成14年 2月27日
改定：平成14年 4月 1日
改定：平成14年12月17日
改定：平成15年 2月26日
改定：平成16年 2月26日
改定：平成16年 7月20日
改定：平成17年 2月25日
改定：平成18年 2月24日
改定：平成19年 2月23日
改定：平成21年 2月20日
改定：平成23年 2月22日
改定：平成25年 8月22日
改定：平成26年 8月26日
改定：平成28年 8月24日
改定：平成29年 6月 1日
改定：平成30年 8月22日
改定：令和 4年 8月26日

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、株式会社毎日コムネットと称し、英文では、MAINICHI COMNET CO., LTD. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および不動産の利用に関するコンサルタント業
2. 不動産特定共同事業法に基づく事業
3. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
4. 建築物の設計、工事監理
5. 発電事業に関するコンサルタント業
6. 太陽光発電および風力発電等の発電設備の販売および販売代理業
7. 警備業
8. 旅行業
9. 旅館業
10. 旅館業に関するコンサルタント業
11. 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業および住宅宿泊仲介業
12. 自動車教習所の生徒募集に関する業務
13. 各種イベントの企画運営
14. スポーツ・レジャー施設ならびに同付帯施設の運営管理
15. 乗車船券ならびに映画演劇、コンサート、各種イベントのチケットの受託販売
16. 民営職業紹介業
17. 一般労働者派遣事業ならびに特定労働者派遣事業
18. 企業の人事政策に関するコンサルティング業務
19. 企業の広報業務に関するコンサルティング業務
20. マーケティングに関する企画立案および市場調査の受託
21. 各種情報の収集、分析、提供サービス業
22. 企業・団体の委託を受けて行う文書発送事務の代行ならびに集会の運営の代行業務
23. 広告代理業および広告の企画制作
24. 出版業
25. コンピュータソフトウェアおよびコンピュータシステムの企画開発、販売ならびに管理
26. 損害保険代理業
27. 生命保険の募集に関する業務
28. 家庭用電気製品の販売
29. スポーツ用品の販売
30. 電気通信機器の販売
31. 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
32. 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関の設置）

当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、59,520,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は100株とする。

第8条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

第10条（単元未満株主の権利）

当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利

第3章 株 主 総 会

第11条（基準日）

当社は、毎年5月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条（招集の時期）

当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第14条（決議要件）

- 1 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 15 条（電子提供措置等）

- 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 17 条（員数）

当社に取締役 10 名以内を置く。

第 18 条（選任）

- 1 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 19 条（任期）

- 1 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第 20 条（代表取締役および役付取締役）

- 1 取締役は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条（取締役会）

- 1 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

第22条（員数）

当会社に監査役4名以内を置く。

第23条（選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第24条（任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第25条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第26条（監査役会）

- 1 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急のときまたは監査役全員の同意があるときは招集の期間を短縮し、または、その手続きを省略することができる。
- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会に定める監査役会規程による。

第6章 取締役、監査役の責任免除

第27条（損害賠償責任の一部免除）

- 1 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができる。
- 2 当社は、社外取締役および社外監査役との間に当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。

第7章 計 算

第28条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第29条（剰余金の配当）

- 1 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日に株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第30条（自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

第31条（配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

（附則）

- 1 現行定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。